

教育大綱の策定について

令和4年12月27日
総合教育会議 資料

根拠法令 : 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

現状 : 総合計画（教育等に関する部分）を教育大綱として位置付け

【参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第一条の三 **地方公共団体の長**は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の**教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱**（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の**総合教育会議において協議**するものとする。

(令和5年度)

	令和5年									令和6年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合教育会議		会議開催 第3回～第9回			原案策定		会議開催 第10回					会議開催 第11回
教育委員会 定例会・協議会		中学校区で計7回開催 (仮称)教育版タウンミーティングと 総合教育会議の2部で構成						パブコメ				

総合教育会議の地域開催について

令和4年12月27日
総合教育会議 資料

【令和5年度】

時期 : 令和5年5月～7月ごろ

場所 : 市内小・中学校（概ね中学校区範囲での開催）

回数 : 7回

<実施イメージ>

教育大綱策定にあたって子どもや保護者と直接市長が対話を行うタウンミーティングと同日に開催

- ・第1部 タウンミーティング（総合教育会議メンバーは傍聴）
- ・第2部 総合教育会議（子どもや保護者も傍聴可）

詳細は今後検討

【令和6年度～】

開催回数 : 2回

総合教育会議は年4回程度開催 **うち2回**を地域で開催